

申入書

平成19年4月26日

株式会社N V A 御中

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 長尾治助
(連絡先)

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町
529番地ヒロセビル5F

電話：075-211-5920

FAX：075-251-1003

担当 理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

当NPO法人は、改正消費者契約法による消費者団体訴訟制度の主体である適格消費者団体となる予定の、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成しているNPO法人です。

当NPO法人は、貴社の契約条項で用いられている不当条項について平成16年12月15日付申入書をもって不当条項の使用中止を申し入れています。平成19年4月3日、最高裁判所において、貴社の使用している契約条項が特定商取引法により無効であるとの判断が確定したことを受けて、下記のとおり申し入れます。

つきましては、本申入に対する貴社の対応について本書到達後2週間以内に文書で回答ください。本申入に対する回答の有無及びその内容は公表することがあることを申し添えます。

第1 申入の趣旨

- 1 過去に中途解約を申し出た生徒登録者に対し、正しい清算方法（特に、清算時のポイント・VOICEチケット単価については契約時のポイント・VOICEチケット単価とすること）で計算した解約金を返還するよう求める。
- 2 貴社の経営する語学教室の生徒登録をするに際し、生徒登録者又は生徒登録希望者の購入又は購入しようとするポイント及びVOICEチケットの有効期限を定めた条項を削除するよう求める。

第2 申入の理由

1 最高裁判決

最高裁判所は、平成19年4月3日、上記1(1)につき、以下のとおり、特定商取引法により無効である旨判示した。

「上記各規定の趣旨は、特定継続的役務提供契約は、契約期間が長期にわたることが少なくない上、契約に基づいて提供される役務の内容が客観的明確性を有するものではなく、役務の受領による効果も確実とはいえないことなどにかんがみ、役務受領者が不測の不利益を被ることがないように、役務受領者は、自由に契約を将来に向かって解除することができることとし、この自由な解除権の行使を保障するために、契約が解除された場合、役務提供事業者は役務受領者に対して法定限度額しか請求できないことにしたものと解される。」「本件使用済ポイントの対価額も、契約時単価によって算定されると解するのが自然というべきである。」「解除があった場合にのみ適用される高額の対価額を定める本件清算規定は、実質的には、損害賠償額の予定又は違約金の定めとして機能するもので、上記各規定の趣旨に反して受講者による自由な解除権の行使を制約するものといわざるを得ない。」「本件清算規定は、役務提供事業者が役務受領者に対して法49条2項1号に定める法定限度額を超える額の金銭の支払を求めるものとして無効というべきである。」

2 過去に中途解約を申し出た生徒登録者へ正しい精算方法で計算した額を返金すべきこと

上記のとおり、最高裁判所において、上記1(1)は無効と確定したこと、上記1(2)(有効期限規定)は平成16年12月15日付申入書に記載のとおり無効であることからすれば、貴社は、過去に中途解約を申し出た生徒登録者に対し、正しい精算方法で計算した額を返金すべき義務がある。

貴社では、過去の生徒名簿に基づき返金を行うことが可能なのであるから、直ちに、過去に中途解約した生徒に対して、正しい返金額を返金すべきである。

3 有効期限条項を削除すべきこと

上記平成16年12月15日付申入書のとおり、貴社が約款で定める有効期限に関する条項は特商法及び消費者契約法により無効である。よって、直ちに、同条項の削除を求める。